

第28回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 真徳

プロフィール  
昭和48年1月 開業  
kbc学園グループ 理事長

# 税務トピック!

今回は「印紙税」について、日頃気になる疑問点を中心に説明します。

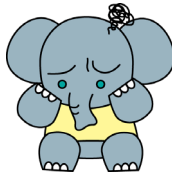
## Q1 印紙を貼らなかった場合のペナルティーは？

印紙税の納付は、作成した課税文書の作成の時までに収入印紙を貼り付け、消印することによって納付することが原則となっています。それを怠った場合には、納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額(当初納付すべき金額の3倍)を過怠税として徴収されることとなります。ただし、調査を受ける前に、自主的に不納付を申し出たときは1.1倍になります。

また、印紙は貼り付けたが「消印」をしなかった場合には、消印されていない印紙の額面金額の過怠税が徴収されます。

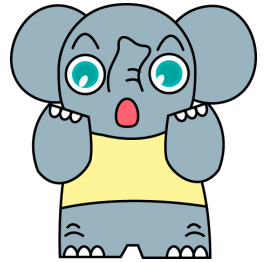
## Q2 誤って納付した印紙税は還付できる？

所定の金額を超える収入印紙を貼り付けたら、印紙税のかからない文書に収入印紙を貼り付けた場合のように、誤って収めた印紙税額は還付の対象になります。尚、還付を受ける場合には税務署にある「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記入し、印紙税が過誤納になっている文書と印鑑、法人の場合には代表者印が必要になります。



## Q4 債権と債務を相殺した場合に印紙は必要？

一般に債権と債務を相殺した場合において、その事実を証明する領収書が作成されることがありますが、この場合に金銭又は有価証券の受領事実はないのですから印紙税法上の受取書には該当せず、印紙の貼付は不要になります。



## Q5 消費税の額が区分記載されている場合に判断する金額は税込み？税抜き？

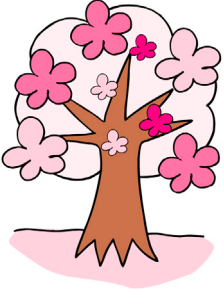
消費税額が区分記載されており、税込価格及び税抜価格が記載されて消費税等が明らかとなる場合には、その消費税額等は印紙税の記載金額に含めないこととなっています。尚、この取扱の適用がある課税文書は、次の3つに限られています。

- ①第1号文書 (不動産の譲渡等に関する契約書)
- ②第2号文書 (請負に関する契約書)
- ③第17号文書 (金銭又は有価証券の受取書)  
受取書・・・領収書等の事


## Q3 駐車場を借りたときの契約書に印紙は必要？

- ①駐車する場所としての土地を賃貸借する場合
- ②車庫を賃貸借する場合
- ③駐車場の一定の場所に駐車する契約の場合

この場合、①だけが「土地の賃借権の設定に関する契約書」に該当し、印紙税がかかりますが、②③については、車庫や駐車場という施設の賃貸借契約書ですから、印紙税はかかりません。尚、建物の賃貸借契約書も同様に不課税文書となります。



印紙税の課税文書に該当するかどうかは、その文書に記載されている内容に基づいて判断することになるので、その文書の中身を詳しく確認して判断して下さい。

とんとん! ととんとん「信かる」にこだわる税理士事務所  
 **大城真徳税理士事務所**  
 〒901-2132 満洲市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)  
 TEL098-876-8231 FAX098-876-8304

- < 税務支援 > ○ 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
- < 経営支援 > ○ 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
- 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ハソコン会計支援
- 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

(URL) <http://www.masism.com> ←・・・「税務トピック!」がメルマガになりました